



Title	巻頭の辞
Author(s)	荒木, 俊夫
Description	石川武の肖像有
Citation	北大法学論集, 41(5-6)
Issue Date	1991-10-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/17075
Type	other
File Information	41(5-6).pdf





巻頭の辞

石川武教授は、一九九一年（平成三年）三月三十一日をもって、停年退官されることになりました。先生の退官にあたり、われわれ一同、先生に対する深い敬意と心からの感謝をこめて、本誌特集号を捧げたいと思います。

石川武先生は、一九五二年（昭和二十七年）に北海道大学文学部史学科を卒業後、同学部助手を経て、一九五六年（昭和三十一年）に北海道大学法学部助教授に昇任され、さらに、一九六二年（昭和三十七年）に法学部教授に昇任されました。この間、先生は、法律史講座、一九七七年（昭和五十二年）の法学部改組後は基礎法学講座を担任し、専門教育課程の西洋法制史、法史学、一般教育課程の法学を担当し、その明晰な講義によって法学への学生の関心を喚起してきました。また、大学院においては、特に、深いドイツ語の素養をもって、ドイツ語文献の厳密な読み方を徹底的に指導され、優れた研究者養成のための不可欠な土台づくりに尽力されました。

先生の専攻分野は、ドイツ法史学であります。本巻の小川浩三教授による紹介にありますように、前半期は、ドイツ中世国制についての「古典学説」を批判する、いわゆる「国王自由人学説」を精力的に紹介、検討し、その成果は博士論文『序説・中世初期の自由と国家』に結実しました。その後、先生の研究は、通説批判にとどまらず、ドイツ中世の最重要史料である『ザクセンシュペーゲル』の精緻な分析を通じて、自らの新たな中世法像の構築へと向かわれました。

この研究は、ドイツ本国でも画期的なものとして評価されているだけでなく、いわば「石川ショック」といったものを惹起し、後進にとつてもこれとの対決が避けて通れないものとなっているといわれております。

先生がこの画期的なお仕事に着手なされたのは、一九八四年（昭和五十九年）九月から一年半にわたる二度目の長期ドイツ滞在期間における研究であったかと思えます。一九八六年（昭和六一年）四月に帰国された際には、自分の重大な発見に確信をもち知的に高揚しており、私のような門外漢にもその雰囲気伝わってきました。私は、当時、石川先生もこれで大学行政から手をひかれ、研究一筋の道に入られるのではないかと密かに推測しておりました。ところが、以

前からの石川先生は相変わらず健在であつて、帰国一年後には学生部長の重職を担うことになりました。この点では、私の予想は見事に外れたわけですが、驚くべきことには、この間にたて続けに重要な論文を一〇編ちかく書きあげ、ドイツではぐくまれた芽をあざやかに開花させました。先生は「自分は、自分、大学行政のようないわゆる雑用をやっている時の方が、研究への情熱が強くなるようだ」というようなことを漏らされたことがあります、いかにも先生らしい言葉かと思つたものでした。

言うまでもなく、石川先生の御功績は、研究、教育の面にとどまりません。専門外の方々にとつては、むしろ、大学の行政や運営に卓越した能力を発揮された先生のイメージの方が強いでありましょう。一九八七年（昭和六二年）から停年退官にいたるまでほぼ四年の間務められた学生部長職において示された先生の力量は、記憶に新しいところであります。一九七一年（昭和四六年）十二月から一九七四年（昭和四九年）十二月まで、先生が法学部長、大学院法学研究科長を務められた時期は、これまでの大学のあり方や存在意義が大学の内外から根本的に問われた大学紛争の熱気がなお冷めやらぬ時代でした。この中で、北海道大学法学部は、これからの大学の教育・研究体制はいかにあるべきかについて真剣な議論をつみ重ね、そこから、伝統的講座制から大講座制への転換、教育部と研究部の二部門の創設など、それまでどの大学にもなかった新しい制度をつくりあげました。先生は、学部長として、この改革の先頭にたち、あの比類ない情熱をもつて、その成功に決定的な貢献をなさいました。

先生のライフワークである「ヨーロッパ中世法の規範構造」を求める旅には、おそらく終りというものがないでしょうが、それ程遠くない日に、それまでの行程で描かれた新しい全体像をわれわれに提示していただけるものと期待しております。

一九九一年（平成三年）三月